

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）支給のご案内（国制度）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

■対象児童

平成16年4月2日～令和5年2月28日生まれの児童（障がいのある児童は平成14年4月2日以降に生まれた人）

■支給対象者

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人であって、令和4年度分の住民税（均等割）が非課税である人
- ②①のほか、対象児童（18歳になる年の年度末までの子（障がいのある児童は20歳未満））の養育者であって、次のいずれかに該当する人
※申請が必要です。

- ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である人
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人（家計急変者）

■支給額 児童1人当たり一律5万円

■申請方法

◇支給対象者①に該当する人

申請不要（ただし、受給を拒否する場合は拒否届の提出が必要）児童手当などの指定口座に支給します。

◇支給対象者②に該当する人

別途申請が必要（町民福祉課児童係にて受付）

■申請書の配布について

支給対象者②のうち、高校生のみ養育する人	6月ごろに町から郵送
支給対象者②のうち、新規児童手当受給者・特別児童扶養手当受給者	随時、町から郵送
上記以外の人（家計急変者、公務員である児童手当受給者、令和4年1月1日～3月31日の転入者）、その他（税額更正による令和4年度非課税者など）	町民福祉課児童係（1階③窓口）にて配付 ※窓口へお越しください。

■ひとり親世帯の人

ひとり親世帯のうち、児童扶養手当認定者（令和4年4月分の支給を受けている人）は、県が各家庭に給付金の支給についてご案内しています。なお、児童扶養手当認定者以外の人で、収入または所得が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている人は、給付金の支給対象になる場合がありますので、お問合せください。

■問合せ先

- ・町民福祉課児童係 ☎ 52-5810
- ・厚生労働省コールセンター ☎ 0120-400-903

あなたの家は地震に強い家ですか？～木造住宅の耐震診断と改修費用補助～

地震による犠牲者の多くは、耐震基準が厳しくなる昭和56年5月31日以前に建てられた家屋の倒壊が原因とされています。

町では、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図るため、無料で『耐震診断』を実施し、『耐震改修』に係る費用の一部を補助します。

■対象建物（次の全てを満たすこと）

- ・昭和56年5月31日以前に着工された町内にある3階建て以下の一戸建て木造住宅（店舗などの用途を兼ねるものは、店舗などに使用する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）
- ・在来軸組工法、桝組壁工法、伝統工法のいずれかで建築されていること

■内容

◇無料耐震診断

耐震診断員を派遣し、無料で耐震診断を実施

◇耐震改修補助

耐震診断の結果が倒壊の危険性があり、改修により評点を1.0以上に向上させる改修工事の費用の一部を補助

- ・補助金額 改修経費の80%（限度額100万円）

◇申込期限 11月30日（水）

◇その他

予算の範囲内での受付けとなります。

◇申込み・問合せ先 建設課土木管理係

☎ 52-5807